

令和5年度 民主・市民の会 報告書

1. 調査年月日

令和5年12月18日(月)～19日(火) (1泊2日)

2. 調査項目及び調査地

【調査項目】

- 神奈川県川崎市/「NPO 法人フリースペースたまりば」
 - ・川崎市子ども夢パーク、フリースペース「えん」の沿革について

○埼玉県入間市/「手話言語条例について」

【調査地】

- ・神奈川県川崎市
- ・埼玉県入間市

3. 議員名

- ・佐々木 聖 子
- ・干 場 芳 子
- ・内 山 祥 弘
- ・稲 守 耕 司
- ・吉 田 美 幸

4. 調査報告書

- ・別紙のとおり

5. その他

《視察先報告書》

作成者：干場

- 会派名 民主・市民の会
- 参加議員 稲守耕司、内山祥弘、佐々木聖子、干場芳子、吉田美幸
- 視察先 川崎市 「NPO 法人フリースペースたまりば」
- 日程 【1日目】 2023年12月18日（月）
- 視察内容 川崎市子ども夢パーク、フリースペース「えん」
川崎市子どもの権利条例の具現化した取り組みについて
※説明、及び施設の案内：理事長 西野博之さん

●概要

西野氏は、1986年から不登校の子どもたちの居場所づくりにかかわり、1991年に川崎市高津区に「フリースペースたまりば」を開設。以来、ひきこもりなど生きづらさを抱えた若者たちや様々な障がいをもつ人たちと出会い、ともに地域で育ちあう場を続けてきた。こうしたなか川崎市は、2001年に川崎市子どもの権利条例を制定した。条例（第27条「子どもの居場所」）を実効性ある具現化した取り組みとして、2006年に「NPO 法人フリースペースたまりば」が「川崎市子ども夢パーク」「フリースペースえん」を川崎市生涯学習財団とともに指定管理者施設として開設され20年目を迎える。

施設の基本理念は、

- 1 ありのままの自分であること。
「世間・ふつうのものさしを持込まない」「ひとと比べない」
- 2 休息して自分を取り戻すこと。
「追い立てられずに、ゆったりとした時間が持てる」「何もしないことが保障される」
- 3 自由に遊び、もしくは活動すること。
「他者から求められる“いい子”を演じなくていい」「“すべき”より“したい”ことが大事にされる」
- 4 安心して人間関係をつくりあげることができること。
「言いたいことが言える関係性を保障する」「安心して失敗することが許される」

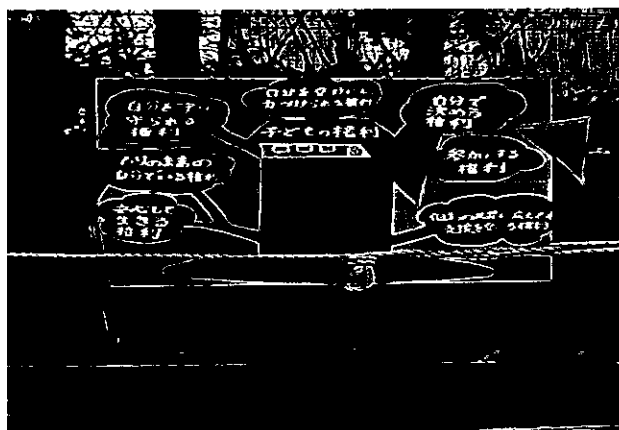
西野さんが研修に招かれて放課後の子どもたちが利用する児童館や学童保育などの職員の悩みの中で最も多いのが、子どもの「遊びと安全」に関するものであるとのことである。「日々、子どもたちと楽しく過ごしたいと思いながらも、子どもたちがルールを守って遊んでいるか、危険は無いか、というような視点でばかり見てしまう」

注意する大人も、されている子どももストレスをためる日々であり、学齢期の子どもたちの放課後の育ちを保障するために、まずは手に入れたいまなざしについて考え、どのように子どもたちと向き合い、寄り添い、「子どもたちの放課後の居場所」を確保していくべきかを考えることが重要であると話された。不登校児童生徒の件数は毎年更新を続けている。また、小学生が起こした暴力行為も同様である。さらに、いじめの認知件数も多く、全体の約8割は小学校で起きていると言われている。なぜこれほどまでに、子どもたちはストレスをた

め生きづらさを抱えているのか。子どもの居場所の必要性について、行政、おとなが子どもたちのために考えることが重要である。

●意見・課題等について

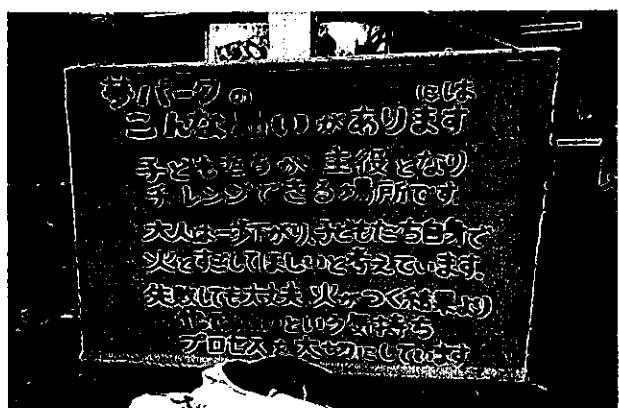
江別市には、未だ子どもの権利条例制定に至っていない。こどもが権利の主体であり非力な存在ではない。大人と同様にまちづくりに参加する（意見表明・反映）ことが重要である。子どもの居場所は、学校や家庭、学童や塾や習い事をする場だけではない。自分たちで考え、自由に遊んだり、本を読んだり、休んだりすることができる場が不可欠である。既存の施設を最大限利用するにも当市の児童館利用（対象年齢は 18 歳）時間は、未だに 5 時までにとどまり、年齢に相応した態勢になっていない。今や（すでに）、様々な事情や社会状況の変化等により子どもたちが安心して過ごせる居場所を行政が提供することが不可欠と考える。正しさや完璧を求めるおとなの目線のもとで、家庭や学校、地域の中では本音を弱さを出せない子どもたちが、辛い感情を外に出せず内にため込んでしまう。子どもの権利条約に基づく子ども基本法に照らせば、一刻も早く子どもの意見を聞き必要な「居場所づくり」に取り組んでいくことが当市の重要課題と認識する。江別らしい子どもたちの居場所について考えるよい視察となった。



夢パーク 子どもの権利



西野博之さんとともに



子ども夢パークは、みんなが自由に遊べ、「やってみたい」がある場所

【2日目】 12月19日(火)

○埼玉県入間市 / 入間市役所

「入間市手話言語条例について」

※調査項目

- ・ 制定に至る経過について
- ・ 制定後の条例に基づく実効性のある具体的な取組みについて
- ・ 条例及び施策の検証する組織等について
- ・ 今後の課題について

■入間市の参加者

- ・ 市議会 古 仲 リ カ 副議長
- ・ 福祉部 小笠原 昌 平 課 長
- ・ 福祉担当 千 葉 茂 主 幹
- ・ 福祉担当 中 里 傑 主 事
- ・ 議会事務局 小 林 知 子 主 任

■入間市について

○都心から 40 km に位置し、緑に恵まれたまち。周囲は埼玉県所沢市、狭山市、飯能市、東京都青梅市に隣接。人口約 14 万 5 千人、約 6 万 7 千 7 百世帯。

身体障害者手帳保持者数/4,150 人、うち聴覚障害者/372 人

■「手話言語条例」は、聴覚障害者団体等からの要望、制定についての一般質問等を受け、関係団体等と勉強会を開始し、手話言語条例の原案を作成。後、関係機関等(障害者福祉審議会・庁内意見聴取・パブリックコメント)と調整し、令和 3 年 2 月に制定となる。

■施策の主な取組みについて

- ・ 手話言語条例パンフレットの配布(3,000 枚)
- ・ 広報に、動画 QR コード付きの手話コーナーを掲載スタート
- ・ 市公式ホームページに手話動画【手話を学ぼう】をアップ
- ・ 市公式ホームページに手話動画【市長による年始の挨拶】をアップ
- ・ 埼玉県主催の「手話リレーキャンペーン」を市内小学校で実施
- ・ 小学 3・4 年生を対象に総合学習の時間を利用して手話講座・手話による演劇
- ・ 市職員研修用手話動画を制作、動画研修を実施(市民向けに一般公開予定)
- ・ 市職員向け対面式手話講座の開催

■取組みの特徴

- ・広報に掲載の「手話コーナー」のイラストと手話の解説文は、聴覚障害者の会に提供を依頼
- ・市公式ホームページの QR コード付き手話動画も、聴覚障害者の会・手話サークルと共同制作
- ・市職員向け手話研修動画について
市職員が簡単な手話表現を習得し、聴覚障害者への理解を深める事を目的として実施。研修用動画は、聴覚障害者の会及び手話の会の協力を得、障害者支援課職員が編集。手話による挨拶や窓口対応の会話例も収録。

■確認事項

- ・関係団体等との連携について
定期的な会議等の開催は無いが、各事業について 2～3 ヶ月に 1 回、5～6 人での話し合いの場を設けており、課題などを共有している。
- ・条例の見直し等については、定期的な確認・見直しは入っていないが、都度、計画等で確認・評価していく。
- ・聴覚障害者の方々の共に生きる、生きやすい環境を作るため、目に見えての激変は難しく、時間の掛かるものと認識しているが、一番は、手話を広めることを主題に取り組んでいる。

【まとめ】

※条例は聴覚障害者のためのものではなく、市民に手話は言語である！この理解を広げていくためのもの。

※決して当事者の方々だけが生きやすいのではなく、普段からコミュニケーションの 1 つのツールとして手話が使用できる様になる。

※手話の認知・普及から、「手話は言語」が当たり前になることを目指して地道に取り組む。

【今後の取組みへの参考】

※関係団体等との共同による取組みで、市民主体の事業へとシフトしてきている。

※配信動画への「市長の手話による挨拶」や、市職員の出演等により、より身近に親しみがもてるものとなっている。